

北浜キャピタルパートナーズ株式会社定款

制定	平成 13 年 9 月 28 日
変更	平成 15 年 12 月 22 日
変更	平成 16 年 8 月 31 日
変更	平成 17 年 3 月 14 日
変更	平成 17 年 5 月 26 日
変更	平成 18 年 6 月 21 日
変更	平成 18 年 8 月 31 日
変更	平成 19 年 6 月 28 日
変更	平成 20 年 6 月 25 日
変更	平成 20 年 10 月 1 日
変更	平成 21 年 6 月 19 日
変更	平成 21 年 9 月 1 日
変更	平成 22 年 1 月 6 日
変更	平成 24 年 6 月 28 日
変更	平成 25 年 6 月 28 日
変更	平成 26 年 6 月 26 日
変更	平成 28 年 6 月 28 日
変更	平成 29 年 6 月 29 日
変更	令和 2 年 8 月 7 日
変更	令和 4 年 6 月 29 日
変更	令和 6 年 5 月 29 日
改定	令和 6 年 6 月 27 日
施行	令和 6 年 7 月 1 日
変更	令和 7 年 6 月 27 日

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、北浜キャピタルパートナーズ株式会社と称し、英文名では、
Kitahama Capital Partners Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 有価証券の保有、運用、管理および売買
- (2) 投資助言・代理業
- (3) 第二種金融商品取引業
- (4) 貸金業
- (5) 債権の売買および債務の保証
- (6) 宅地建物取引業および不動産賃貸業・管理業
- (7) 不動産開発業務
- (8) 経営指導のための企業管理および経営受託
- (9) 各種施設の経営
- (10) 集金代行業務および計算事務代行業務
- (11) 投資コンサルティング業務
- (12) ファイナンシャルプランニング業務
- (13) マーケティング業務
- (14) イベントの企画、宣伝および制作
- (15) 知的財産権の管理、実施および売買
- (16) 物品賃貸業
- (17) 物品およびブランドの販売業務
- (18) 物品およびブランドの輸出入業務
- (19) 各種損害保険媒介代理業
- (20) 金融事業等に関するコンサルティング業務
- (21) データセンターの企画および運営
- (22) データサーバーシステムの販売、運営及び管理
- (23) 木材の伐採、加工および販売業
- (24) 木質バイオマスチップ燃料の製造、加工および販売業

(25) 再生可能エネルギー施設および蓄電所の開発、取得、建設、所有および運営

(26) 蓄電池システムの販売および貸与

(27) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行する株式の総数は、1,000,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- 3 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第19条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、代表取締役会長1名を、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が招集し、議長となる。
- 3 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項は可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第 30 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

- 第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低限度額を限度として免除することができる。
- 2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

- 第37条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

- 第40条 当社は、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低限度額を限度として免除することができる。
- 2 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

- 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当および基準日)

第42条 当社は、毎年3月31日を基準日とし、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第43条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上